

琉球処分についての考察（一）

— 琉球処分前史 —

森 謙 二

一 序文

著者の沖縄・琉球のイメージ

沖縄に足繁く通うようになったのは一九九九年、もう二〇年を超えてしまった。この間に、著者の沖縄についてのイメージが次第に固まった。まず第一に、日本と沖縄の比較である。私の認識では、①沖縄の近世には日本本土と異なり「小農の自立」という歴史的過程がなく、地割制度が近世を通じて存続したこと、②沖縄社会は、「天皇制の欠如した日本」であるが、異なった歴史を持つこと、③日本本土と同じように父系的親族集団をもつが、日本本土の同族集団は〈家〉連合の形態をとり、扶養共同体として相互扶助の集団であるのに対し、沖縄の門中集団は純粋な祭祀共同体であり、純粋な父系血縁の原理が支配しているということである。

沖縄の父系親族集団は、中国・朝鮮などで行われている形態とも異なる。沖縄では大陸の同姓不婚の慣行を欠如しているが、異姓不養は

共通している。ただ、この集団の中での系譜意識は明確であり、その系譜は〈家〉の系譜ではなく、沖縄では「サニ（種）の原理」に基づくものであり、系譜の承継とサニの伝承が一致している。

このサニの原理とは、かつて松園万亀雄が精子主義ということばで父系主義を表現したものと同じである（松園 一九八五・一九八七）。日本では「家」の存続のために婿養子制度を発達させたが、沖縄では婿養子の慣行は一般的には見受けられない（森 二〇一三 三一七）。

もつとも、門中集団においては「サニの原理」が支配しているが、沖縄のすべての地域でこの親族集団が見られるのではなく、その分布には地域性がある。また、日本本土では、父系的な親族集団が希薄な地域においては年齢階梯的な社会構造が見られる地域が多いが、沖縄特に本島においてはその社会構造がきわめて希薄である。つまり、沖縄の社会構造は本土と同じではないが、多くの共通点が見られることである。東アジアの文化圏として中国・朝鮮・沖縄・日本の父系的親族集団を比較したとき、沖縄は中国や朝鮮に比べて日本に相対的に

近いといえる。中国や朝鮮は「朱子家礼」に基づいた儒教文化が色濃く反映されているのに対し、日本本土と沖縄はその文化圏から比較的自由である。この点でも一定の共通性がある。

琉球Ⅱ沖縄を「天皇制のない日本」と呼んだのは、これまでの琉球が天皇の版図に組み込まれたことが一度もないことであり、そうでありながら「サニの原理」は、日本古代の親族系譜、天皇家の「万世一系の原理」の承継に見られるものと同じである、と考えたからである。

第二は、沖縄の祭祀の問題である。琉球王府として公認されてきたものは、「御嶽とノロ（聞得大君）」が有名で、この御嶽はしばしば門中祭祀と結びついている。他方では、八重山地方に分布する秘密結社Ⅱ男子結社としての「赤また・黒また」の祭儀が有名である。この祭儀は、琉球王府Ⅱ第一尚氏の成立する以前に琉球の基層文化として定着したものであるが、琉球王府Ⅱ第二尚氏が成立とともに、王権の安定・継続を脅かすものとして異質な文化として弾圧された歴史をもつ（沖縄県 二〇〇五 四四一―二）。

王府の祭祀とは、「御嶽やノロ（聞得大君）」であり「サニの原理」が密接に結びついているが、「赤また・黒また」文化はマレビト信仰と結びついたもので、両者は異質な文化として琉球のなかで多様に重層化しているというのが私の認識である。つまり、「琉球民族」という場合にも、この多様な文化を前提として「琉球民族」という概念がどのように統一化されたかも検証する必要がある。

第三は、琉球王国と倭寇との関連である。古くは折口信夫の「琉球の出自」や稲村賢敷の『琉球諸島における倭寇史跡の研究』などによる琉球王国の構成の関連についての議論であり、近年では吉成直樹らが精力的に琉球王国と倭寇の関連についての興味深い議論を展開している（吉成・福 二〇〇七）。この知見を前提に考えるならば、琉球

列島は、おそらく十一世紀以降に「サニの文化」を持った人々が渡来し、古琉球を形成したと。

乱暴な議論になるが、「南からの文化」がグスク時代あるいはそれ以前に複数回にわたる文化の渡来、「北からの文化」はグスク時代以降から数回にわたって渡来、この二つの文化複合が琉球の基層文化を形成し、その上に古琉球時代に倭寇や明朝から渡来した人々の文化が混合されて「琉球人」が構成されていくのであろう。

第四は、歴史的には、十六世紀半ばに至るまで、琉球は中継貿易の拠点として東シナ海に君臨してきた。この頃の琉球の勢いは、北方では奄美諸島を内国化し、南方では石垣・宮古の先島諸島の併合に成功していた。後者がいわゆる「オヤケ・アカハタの乱」（矢野二〇一四 一七二）の平定である。十六世紀のはじめ、琉球諸島の先島諸島の支配を拡大していく。そして、一五二一年のポルトガルによるマラッカの陥落は、これまで自由奔放に交易をしていた琉球国の凋落の端緒となる（村井 一九九八、高良 一九九八）^{*2}。

他方では、十六世紀後半になると、東シナ海の制海権を失った琉球国は次第に中継貿易の担い手としての地位を失っていく。この頃日本本土では、琉球国を経由することなく、一五四三年にポルトガル・倭寇によって鉄砲、一五四九年にはキリスト教が伝来し、これからほぼ五〇年の間に織田信長・豊臣秀吉を経て中央集権的な徳川幕藩体制が整備されていく。この本土の中央集権的な国家体制の確立とともに、ヨーロッパの大航海時代に組み込まれた琉球国では勢力を衰退させ、十六世紀末から十七世紀の初頭には薩摩による侵攻（一六〇七）を受けることになる。

この薩摩の侵攻は、その後の琉球の歴史に大きな影響を与える。
 (1) この薩摩の侵攻は薩摩だけの独自の政策に基づくものでなく、その

背後には豊臣秀吉そして江戸幕府の中央集権的な権力機構があり、琉球国の石高が薩摩藩の郷帳に記載され、幕藩体制に組み込まれたことである。

(2)薩摩藩の侵攻によって、琉球国の内政的仕組みにも変化を与えていく。古琉球では役人層において位階制度は存在していたが、身分制度は存在していなかった。近世琉球国における位階制度と身分制度の二重構造は独自のものであり、薩摩の支配を通じて一六一一年から実施される検地や宗門人別帳の作成によって「士族」と「百姓」と身分階層化が形成されることになる。士族身分には家譜を編纂し、系図を作成することにより、身分制度が整備されていく(田名二〇〇三 一七七―)。ただ、この士族身分の承継は、本土の士族身分のように「家」に規定されたものではなく、「サニの原理」によって継承されていくことになる。

(3)この身分制度の形成は琉球全体に階層社会を作り出していくことになる。先島諸島の役人層に家譜の編纂を容認するのは一七二九年である。明治時代になって、琉球藩として土族の数を中央政府に報告しているが、その時の先島での土族の数は「ゼロ」である(沖縄県一九六五 四二)。首里王府は先島の土族を公式には認めず、差別化をしたのである。

著者のこのような琉球Ⅱ沖縄についての認識は、琉球処分についての理解にも大きく影響を与えることになる。

「琉球処分」のキーワード

琉球処分についての勉強を始めると、日琉同祖論、琉球国の独立・自立性、華夷秩序(中華思想)、万国公法主義等のいくつかのキーワードとして頭に浮かぶことになる。それぞれのことばが手垢のついたイ

琉球処分についての考察(一)―琉球処分前史―

デオロギーと結びつき、いささか腰が引けることもある。近年では「琉球処分」という行政用語でさえ、「処分」という「上から目線」の用語に反応して、学問の仮面をかぶって政治的利用をする傾向もある。もつとも、このことばに含意する意味と琉球併合の性格あるいそのプロセスが重なり、ナシヨナリズム・民族・人種問題・イデオロギーの機微を刺激して、これらを通じて問題が複雑・先鋭化する宿命にあるのかも知れない。

維新政府は、天皇の版図ではなかった琉球国を日本に併合した。その根拠になったのは、琉球国が一六〇七年から薩摩藩の附庸であったこと、維新政府もここを重要視する。そして、一八七三(明治六)年の中国Ⅱ清国側による琉球人を日本人とする不用意な発言によって、この二つの段階を経て、琉球処分は行政的に琉球Ⅱ沖縄の領域を日本の領域に併合していった。維新政府が琉球王府の同意を必要とすると考えていたとしても、琉球国王は薩摩藩の附庸国であることを認めたとの、併合を自主的には容認しなかった。従って、その後も琉球処分の実施について賛否両論が噴出するようになった。

その時の「併合」を正当化する論理として、「日琉同祖論」が利用される。その同祖論が展開される時期は、一八七二(明治五年)の「琉球藩の設置」ではない。この段階では、維新政府は国境の劃定を目論んでいたが、この併合正当化のために同祖論や民族の統一という新しい議論が生まれてくるにはまだしばらく時間が必要であった。国家Ⅱ国境の劃定の議論が先にあり、その後から民族統一の議論が生まれてきたのである(與那覇 二〇一四 一七一)。

「民族の統一」という言説ともう一つの対局にあることばが「琉球民族」である。「琉球民族」ということばは伊波普猷によっても用いられたことばであるが、伊波の「琉球民族」の誇り高い歴史の上に「沖

繩学」があるのであり、その「琉球民族」の学的な発展として高良倉吉等による「琉球国家論」があるのだと思う。

伊波の「琉球民族」の議論は日本と琉球の分断を意図するものではなく、(より高度な国民Ⅱ日本人として統合されるべきという理念)に支えられていた(小熊 一九九八 二九八)。彼の同祖論はこの高度な理念に支えられたものであったが、「琉球民族」ということばに接すると、それが琉球の自立性や独立と結びついたり、ある人々にとつては統合の一つの契機になるかも知れないが、統合を望まない人々には分断の契機ともなり、このことばは諸刃の剣となる、ということである*。

別の問題もある。「琉球民族」ということばが琉球王府を中心として「琉球王国」を構成した人々であるとしても、琉球王府に従属した農民の存在や、琉球王府から差別されていた先島・八重山諸島の人々が明治初年のこの段階で琉球国にアイデンティティを持っていたかどうかである。著者は、この段階では「琉球民族」の概念自体も抽象的でその内実は矛盾を抱えたものであった、と考えている*。

もう一つは、中華思想・華夷秩序の問題である。一八六九(明治二年、本土で版籍奉還が行われたとき、琉球国王尚泰の下で次のような議論が行われている。新旧交代の政変が琉球にどのような影響が及ぶかということ想定して、その対応策として次のように整理している。①琉球を直轄にしようとするのであれば、薩摩の附庸であることを陳情する、②それが認められず、直轄になるとすれば、薩摩の管下に中朝廷へのお勤めを果たすこと、③朝廷への挨拶はこれまで通り行うが、琉球の使節も薩使とともに上京すること、④五島の由来・琉球の石高に問い合わせがあれば、万事薩摩と内談の上決めること、⑤薩摩が新政府に五島を転属させるのであれば、五島は琉球の所属であるこ

と(東恩納寛惇編 一九七一(一九二四)、一七六―一七)である。これまで本土での版籍奉還を、琉球国がどのように認識をもっていたかについて議論がなされていないが、確認しておきたいことはこの時期に琉球国が「独立国」Ⅱ主権国家を目指したことは一度もないことである。琉球国が固執したことは日本と中国への両属であった。

なぜ琉球国が「独立」ではなく「両属」にこだわったのか、それが中華思想に染まってしまったことに原因があることは容易に想像することができたが、それだけでは納得することができなかった。

ただ、高良の「万国津梁の鐘」の解釈を見たとき、すこしその理解に公明が見えてきた。すなわち、梵鐘には、「琉球国は南海の勝地に於て、三韓(朝鮮)の秀を錚め、大明(中国)を以て輔車(荷台)となし、日域(日本)を以て臂(しん)と齒(しん)とを以て輔車(荷台)となし、互いに助け合うことによつて、互いに存続できるような関係という言葉)となす。此の中間に在りて、湧出する蓬萊島なり。舟楫(水運)を以て万国の津梁(架け橋)となし、異産・至宝は十方利に充滿せり」(内は著者)と刻まれている。

琉球王府は朝鮮・中国・日本の架け橋になろうとするこの琉球国の試みを、高良は先人の偉業であり、これからの道しるべと論じている。琉球国は、東アジアの、中華世界を前提にして、架け橋として存在意義があるのだと認識し、そこに琉球国の「誇り」があった、と。だが、著者は少し異なった解釈をした。このような琉球国の存在意義を近代の、しかも世界で帝国主義が支配する時代において、なおその意義を見いだすことができたであろうか、と。

琉球国が、日本を中国と同じレベルでの宗主国として「両属」として考えていたかどうかはわからないが、日本をこの中華体制の一員として位置づけていたことは間違いないであろう。琉球処分は中

国の中華体制に組み込まれることを日本から明確に拒絶したものであり、この最後の決断は大久保利通によって、つまり一八七四(明治七年)になってから行われることになる。

もう一つも問題は、琉球国が中華体制の中に組み込まれていたという事実をこれまでの沖縄Ⅱ琉球研究がどのように位置づけてきたか、ということである。そして、日本Ⅱ維新政府がその中華体制から離れて、近代化Ⅱ文明化のためにどのような判断を行ったか、それが琉球処分の性格を決めることになる。

本稿の視点

本稿の目的は、琉球処分を沖縄からの観点ではなく、あえて日本(本土)の観点から位置づけることである。国境の劃定は、明治維新において、「近代日本」をどのように構築するかに関わる重要な課題であり、その近代化の方向性は、西洋諸国との不平等条約の是正のために、文明化Ⅱ西洋化を推進することである。そのためには、大政奉還・版籍奉還から地租改正に至る過程で、土地の所有権制度を整え、どのように資本主義化を成し遂げるかという課題を果たしながら、他方では西洋列強のなかで、後進国日本が植民地化されずにどのように自らの主権国家として確立していくのかという課題に直面していた。

国境の劃定は外交問題であり、北方においては一八七四(明治七年)の千島・樺太交換条約によって劃定し、南方の国境は中国との折り合いがつかないまま一八七九(明治十二年)の「琉球処分」まで実施が先送りされた。明治維新のこの時期、日本はまだ産業革命の萌芽も見えないなか、西洋列強に取り囲まれ、また中華体制からの脱却をできないままの後進国(Ⅱ半文明国)であった。

混沌とした明治維新に一つの画期を齎した(た)のは、やはり「明治六年

琉球処分についての考察(一)―琉球処分前史―

の政変」であろう。政変の中心人物である大久保利通が外務卿副島種臣に代わり、外交舞台に登場してくることになる。副島は一八七二(明治四年)の日清修好条規の批准のために清国に赴くが、中国外交官の不用意な発言Ⅱ台湾蕃族は「化外の民」の発言を引き出す。この発言を最大限に利用して台湾蕃族事件の交渉を行い、新しい全權大使大久保利通が中国から撫恤銀を引き出すことに成功した。この背後には、御雇外国人のポアソナードとそれを補佐した井上毅がいた。この外交交渉が、万国公法主義に基づいた新しい外交の夜明けであったし、この万国公法Ⅱ近代国際法こそが、不平等条約の是正を見通した、中華思想・華夷秩序に対峙する方法であると大久保利通は考えていたと思われる。

一八七四(明治七年)年十二月十五日、内務卿大久保利通は三條太政官に琉球処分についての伺書を提出する。ポアソナードの「琉球島見込案」の意見書が提出されるのは翌三月十七日である。松田道之が五月十七日に琉球処分を実行するための「見込案」を三條太政大臣に提出して那覇へ向かう。沖縄では「処分」の執行官として極悪人のように語られるが、彼はあくまでも政府によって任命された行政官であり、政府の政策に従ったに過ぎない。

著者は、明治七年末までを「琉球処分前史」として、これ以降一八七九(明治十二年)までの時期を「琉球処分期」と位置づけておく。ただ、内政問題だけが課題であったわけではない。東京に滞在していた幸地親方(向徳宏)が一八八七(明治十二年)三月に福州に到達し、日本政府により朝貢が阻止されていることを清国に直訴するようになる。問題は対中国だけの問題ではなく世界の注目をあびるようになってきた。そのなかで、明治政府は一八七九(明治十二年)に強制的に行政処分を実行する。この「処分」に対する中国をはじめ国際世論の反

発は厳しく、日本は窮地の追い込まれる。中国の攻勢は特に厳しく、戦争の危機のなかアメリカが仲裁に入り、アメリカ前大統領ブランド（提案時は大統領職を辞していた）によって沖縄分割案が提案される。

国内的には、明治政府は旧慣温存政策を開始することになる。この旧慣温存政策は、日中紛争のために内国化をゆつくり進めたという政策ではなく、沖縄内部―特に先島地域における那覇―旧土族に対する不平不満を緩和するための政策という側面を持っていた。この一八七九年以降の時期を「琉球処分その後」として問題点を整理することにした。

二 版籍奉還と琉球（沖縄）

二一 版籍奉還をめぐる安良城盛昭の議論

一八六九（明治二年）、版籍奉還が行われ、それは明治政府の布告という形をとるのではなく、大政奉還に続き、自主的な返納という形をとった。版籍奉還は「全国の各藩主がその土地（版）と人民（籍）を朝廷に返還したこと」と定義される。「返還」の意味から考えると、一般論としては、その領域はかつて天皇によって支配されていたことを前提に版籍奉還がなされたことになる。しかし、琉球の領域ではこのような論理構造は成立しない。なぜなら、琉球―沖縄はこれまで一度も天皇の版図に組み込まれたことはないからである。

この問題を安良城盛昭は琉球国の日本併合を「版籍奉還なき廃藩置県」〔安良城 一九八〇 一七八―〕と位置づけた。この安良城の問題提示は、多くの人々によって刺激的に受け止められたが、ただその指摘の意味についてついでに理解は同じものではない。つまり安良城は、「廃藩置県なき廃藩置県」という枠組みによって、日本による琉球併合に法的瑕疵があった、と指摘していると考える人もいたからである。

たとえば川畑恵は、安良城にとって「廃藩置県には版籍奉還が前提として必要されたこと、廃藩置県の過渡的段階として重要な意味を持っており」と論じ、「琉球王の琉球版籍の自主的な返上という形をとって、はじめて沖縄設置と開始できた」（川畑、一四九頁）と論じている。この川畑の「琉球王の自主的返還という形をとって、はじめて沖縄設置が開始できた」とする意見には同意しながらも（川畑二〇〇八 一四九）、安良城が「版籍奉還なき琉球処分」と言ったのは、版籍奉還の代替策として琉球藩設置があったということよりも、沖縄において版籍の奉還は論理的にあり得ないことを前提に、どのような論理で琉球の版籍を維新国家に吸収したのか、その支配の正当性を問うたものではなかったか、と著者は考えている。

安良城は、「琉球は版籍奉還から客観的には除外されていたと考え、るべき十分な根拠が存在する」とした上で、「薩摩藩主島津久光の版籍奉還は、島津の琉球に対する明治二（一八六九）年の島津久光の版籍奉還は琉球をも含んでいた筈である。しかしながら、その版籍奉還は、島津久光の琉球支配権の返上―放棄ではありえても、そのことが直ちに、琉球国王尚泰の琉球統治権の天皇への返上に必ずしも直結しないところに、当時の琉球の歴史的地位の特殊性が浮彫りされている」（安良城 一九八〇 一八一―）とするのである。つまり、薩摩藩の版籍奉還に琉球の支配権の返上が含まれていたとしても、それが尚泰の琉球統治権の返上を意味するものではない、というのが安良城の議論である。

著者なりに整理すれば、琉球国の琉球藩への組み替え、尚泰を冊封して藩王に位置づけることによって琉球藩を天皇制の枠組みに位置づけようとしたが、この段階においては明治国家の沖縄併合の方法は確定していなかったし、このままで琉球の版籍が自ずと維新政府へ移行

することではなかった。維新政府もそう考えていたし、そして安良城もここに問題が残るとしたのではないか。つまり、尚泰は「土地と人民」を天皇から預かったものではないのであるからであり、琉球国の版籍を日本国に併合するためには、琉球国の国王であった尚泰による同意が必要であった。

繰り返しになるが、本土の版籍奉還は、天皇の命令にも基づくものではなく、全国の各藩主が長州・土佐・薩摩・備前藩の建白書によって領地（版）と人民（籍）とを朝廷に返還したという体裁を整えた。そこに勅令や布告・通達があつたわけではない。もちろん、自主的に返納しなかつた藩もあつたが、それは少数派であり、彼らは多勢に無勢であつた。しかし、廃藩置県は「詔勅」であり、天皇の命令という形態をとつた。このような展開の中で、討幕運動に加担した諸藩・藩士達が自分達の存在あるいは生活基盤が失われることに危機感を抱き、維新政府に対して反抗を企てることになる。法形式上は、版籍奉還までは自主返納であるのに対し、廃藩置県は勅令として政府の行政行為という性格をもつ。

さて、琉球国の場合はどうであろうか。薩摩藩の版籍奉還により、薩摩藩は琉球国に対する支配権を放棄した。このときに琉球国には論理的にはいくつかの選択肢があつた。すなわち、薩摩藩が琉球王国の支配権（特に、貢租徴収の権利）を放棄した段階で、①薩摩藩を天皇Ⅱ国家に置き換えること、清国との関係を維持しながら両国への従属関係を維持すること、②幕府を天皇Ⅱ国家に置き換え、鹿児島県の一部として琉球国を位置づけ、清国と両属関係を維持すること、③清国との支配に服し、琉球王国を維持すること。④清国や日本から自立し、独立国家として歩むこと。これについてはこの時期に一度も主張したことはない。⑤日本の領土の一部として、日本の支配に服するこ

と、である。^{*7}

琉球国が選択したことは①であり、薩摩との関係を断ち切り、清国との関係を維持しながら、両属関係を維持するということである。これに対して、維新政府の政策は版籍奉還の段階では定まったものではなく、一八七二（明治五年）になって「琉球藩設置」を詔勅で定め、中国風の冊封を与えるという方法をとつた。もちろん、この冊封を与えたとしても、つまり尚泰を藩主に封じたとしても、琉球の版籍「奉還」が論理的に可能になったとは言えない。なぜなら、中国Ⅱ清国もまた以前から琉球国を冊封している以上、今度は中国との話し合いⅡ中国側の同意を必要としていたからである。

二一二 琉球支配の正当性の根拠の模索

幕藩体制から明治維新体制への移行は、武力を伴つたものであつても、法的な連続性があるという意味で、「革命」ではなく「改革」であると言われる。一九七一（明治四年）の廃藩置県の段階に至つたとき、天皇の命令Ⅱ勅令に基づいた政府の行政行為として展開する。この段階に至るまで、沖繩Ⅱ琉球は内政の「蚊帳の外」であつたが、日本が近代国家として新しい体制を構築しようとするとき、否応なく国境の劃定作業が浮上してくることに、琉球国の併合問題が問われることになる。

誤解のないように断つておくと、この段階における天皇（国家）と幕府あるいは諸大名との社会関係が近代的な契約関係を構築するようなものではなく、「日本型華夷秩序」（荒野 一九八七）を背景としたものである。つまり、改革が新しい日本の近代を作り出す前提であつたとしても、近代的な社会関係とは程遠い「改革」であつた。明治政府には近代的な「法の支配」という枠組みがなく、「武威」を背景と

した支配服属の関係だけであった。当時の維新政府はこの伝統的な枠組みのなかで、琉球併合も出来ると考えていたかも知れないが、ことはそう単純ではなかった。

まえば、沖縄併合のためには、版籍奉還に代わる琉球王としての尚泰の「同意」を必要とする述べた。琉球国が中華体制のなかにあるので、日本は沖縄併合のためには中華体制のあり方とも戦う必要が生まれてきた。ここで、中国の同意も必要なことになる。もちろん、この二つの「同意」は同じものではない。しかも、中国との「同意」は西洋列強が東アジアを虎視眈々と狙っているなかでのことであり、それはアジア的な曖昧な解決ではなく、近代国際法に基づいたものでなければならぬ。

この新しい解決策は「明治六年の政変」後に大久保利通を通じて展開され、御雇外国人の協力を得て、近代国際法Ⅱ「万国公法主義」に基づく解決策をさぐることになった。

この時に問われるのが、琉球国が「独立国」であったかどうかである。井上清は、幕末の琉球国を「独立国」（後に、「独自の国」「独自の小国家」に表現を変える）とした上で、一体の民族社会が形成されていない二つの社会の間で、武力などの威圧をもってこれを併合し、その国家的存在を抹殺したならば、これを侵略といわないでこれをなんというのだろう（井上清、一九七二—四三〇）という。

ただ、この井上清は、幕末期において中国と日本に両属をしていた琉球国を「主権国家」ではないとしながらも「独自の国」と位置づけている。この「独自の国」の理解こそが、琉球処分の政治的性格の根幹に関わるからである。

朝貢・冊封関係の国々が宗主国とどのような関係にあるかは必ずしも一様ではなく、慣行によって定まっているのか、単に儀礼的なもの

であるのか、あるいは宗主国の主観的な裁量によって決まるのか、いずれにしても明確ではない。

たとえば、中国Ⅱ清国は、李朝朝鮮国を朝貢国でありながら「独自の国」と呼び、琉球国は中国との関係を儀礼的關係と説明しているも、中国は琉球が日本に併合されると「独自の国」であったと主張し、また台湾については「化外の民」としながらも中国の昔からの版図であると主張する。日本は、中国の干渉を排除して日朝修好条規を締結するために、中国に対して李朝朝鮮を「独自の国」であることを主張し、日本は琉球について「属国」あるいは「附庸国」と表現し、「独自の国」であることは認めなかった。

曖昧模糊として規範性のない漠然とした関係が東アジアの国々で支配するのが朝貢・冊封関係の特徴であるのかも知れないが、このような関係のなかで「属国」として位置づけ、他方ではどのような論理で「独自の国」と見なすのか、この点が後の日清交渉の論点となる。ともあれ、少なくとも「主権」国家ではない。^{*}

日本政府はこのような華夷秩序から脱することを目標に、「琉球処分」への道を歩みことになる。それを華夷秩序の中の琉球国から拒絶され、中華思想の中心にいた中国Ⅱ清国からも容認されなかった。しかし、日本はそれでも「文明化」の道を進むことになる。

三 琉球藩の設置から台湾事件へ

三―一 東アジアの外交関係

明治維新政府が「開国」を選択したが、この段階でどのような外交政策を展開するかは必ずしも明白ではなかった。幕藩体制のもとで結ばれた欧米との不平等条約をできるだけ早く改正し、平等な条約に移行しようとする方針は明確であったとしても、欧米諸国がその話し合

いにすぐに応じることは期待をもてなかった。これに対して、近隣の東アジアでは新しい条約の締結ができると、つまり対朝鮮との間では平等な条約¹⁰外交関係を樹立することができると思っていた。

一八六八(明治元)年二月に明治政府が樹立するとすぐに書契、すなわち国書を江戸時代からの日朝関係を媒介した対馬藩の宗氏を通じて送った。しかし、国書には「皇」や「奉勅」といったことはが使用されていたために、李朝鮮側は受け取りを拒否した。

朝鮮側はこれまでどおり中国との冊封関係に留まり、その中に日本との関係を位置づけようとしていた。前近代における冊封体制下において、「皇上」や「奉勅」ということは中国の王朝にのみ許されたことばであって、日本がそれを使用するということは、朝鮮よりも日本の国際地位を上位におくことを画策したものだ¹¹と朝鮮は捉えた。

この「受け取り拒否」事件は、李氏朝鮮が中華体制の下での外交関係を維持し、その枠組みの中での外交関係を維持しようとする朝鮮に對し、日本は「近代的」な国際関係の樹立¹²開国を目標としたもので、それぞれの思惑には大きな差があった。¹³たとえば、両国の外交政策としては、鎖国を前提とし釜山の倭館に限定した国交を望む朝鮮側と、対馬宗氏から外交権を取り上げて外交を一元化して開国を迫る日本との間の対立となり、この受け取り拒否により日本では明治初年の「征韓論」が展開することになる。

李氏朝鮮との国交問題が暗礁に乗り上げている中、朝鮮の宗主国である清国との国交締結を優先すべきとの考えが主流になり、清国との間で一八七〇(明治三)年の予備交渉をへて、一八七二(明治四)年の日清修好条規¹⁴条約の締結を行った。この条約は平等条約ではあったが、欧米から押し付けられていた不平等条約の内容を相互に認めものであったし、この条規によってめざすものも次に述べるように同床異

夢であったと言わざるを得ない。¹⁵

清国と平等の条約を結んだことは李氏朝鮮を慌てさせた。清国には中華思想を踏まえた上で西欧列強の侵略から共同戦線をもって対抗しようとする日清連帯の意図も垣間見るが、日本は平等な条約を締結できたことに満足し、清国の考えるような意図は持たなかった。実際、これ以降の日本は逆に脱亜論の方向に展開するようになる。

一八六八(明治一)年の朝鮮による対馬藩の王政復古の通告の受け取り拒否事件(書契事件)、一八七二(明治四)年清国との修好条規の締結等、東アジアをめぐる環境が変化するなかで、国内的には廢藩置県が実施された。廢藩置県は「全国一致之政体」(大隈重信)の実行であり、藩の廃止とともに新しい軍制の再構築が行われた。これら事業は、岩倉使節団の外遊中に留守政府のもとで遂行され、徴兵令・学制・司法改革・地租改正が実施される激動の時代でもあった。日本の富国強兵政策は、中華体制に中であつた東アジアの状況を不安定要因として展開する。

一六世紀以来、日清両国の海禁・鎖国政策の中で、日本と中国との正式の国交はなかつたが、日清修好条規の締結で東アジア最初の変化が起こった。しかし、朝鮮との間の条約は締結されていない。まさにこの最中、一九七二(明治四)年に台湾先住民による宮古漂着民殺害事件が勃発する。

東アジアを取り巻く環境として、日本はまず中華体制の宗主国である中国¹⁶清国との間では「平等」な条約を結ぶことができた。そして、中国を宗主国と仰ぐ李朝鮮との間ではまだ条約を結ぶことができず、さらに琉球国は中国と日本に両属していると主張し、その所属問題は曖昧さが残されていた。そこに、後に述べる台湾で宮古漂着民殺害事件が起つたのである。国内では、一方では、征韓論が盛り上が

り、他方では台湾に關しても討伐論が登場するようになった。

一八七二(明治五)年の段階では、日本が東アジアの中華体制とどのように対応し、そこから脱却するという意図も明確ではなかった。勝田政治は、明治政府が一八六八年に「対外和睦の布告^{*11}」を出し、これが「宇内の公法」が「万国公法」としている(勝田政治 二〇一六 四)。「万国公法」の考え方は幕末期に日本に輸入されていたが、「万国公法」の考え方がどのように受け止められていたかは明らかではない。

ただ、この段階で「万国」といっても、欧米⇨西洋諸国だけが「文明国」⇨自主的な主権国家であり、日本・中国・トルコ等は「半文明国」と呼ばれ、不平等条約を押し付けられていた。それ故に、「半文明国」として日本はこの不平等条約を打破するために「文明開化」を実現しなければならなかった。また、アフリカなどは「未開国」⇨「化外の地」「無主の地」として植民地の対象になっていた。もちろん、ここにはヨーロッパ的植民地主義を正当化する論理が隠されている。

それに対して、中華世界は別の原理が支配していた。琉球国や朝鮮等の朝貢国は、宗主国の属国(附庸国)と見なされた。つまり、朝貢国は宗主国の保護の対象とみなされ、万国公法(⇨近代国際法)のもとは「独立した主権国家」として見なされなかった。その意味では、この華夷秩序に基づく朝貢⇨册封体制も、アジア的植民地主義と呼ぶうるものかも知れないが、この二つの原理が一九世紀特にアヘン戦争以降はアジアの地域の中で対立・摩擦を引き起こすことになる。

一八五三年、アメリカのペリー艦隊が沖繩に来航した時、琉球国を日本の属国と見なしながらも、日本が開国を拒絶した時には沖繩を「独立の国」として武力による占領の計画したと言われ、中華体制おける朝貢国への対処方法は、「文明国」としての西欧諸国においてもある程度の枠組みができていたものと思われるが、二つの原理の対立は中

国と西欧諸国との軋轢に限られたものではなく、日本も中華体制から脱皮を目指す国として複雑に関わりあうことになる。

日本政府も、琉球が中国と日本の両属にあることを認識していた。しかし、一七世紀の琉球への侵攻により、日本政府は薩摩藩の附庸国であり実質的な支配権は日本にあると考えていた。他方では、琉球国が中国との朝貢関係にあることも知っていたので、中国を無視した沖繩の日本への包摂は両者の関係を悪化させ、戦争を惹起するかもしれないという可能性も充分にあった。

一八七二(明治五)年の琉球藩の設置は、国内においては「文明開化」を望みながらも、なお中華体制の影響を受けながら、その上に新たな枠組みを構築しようとした試みである。

三二二 対立する意見と琉球藩設置―井上馨と太政官左院、そして副

島種臣

一八七二(明治五)年、明治維新政府も決して一枚板であったわけではない。また、この段階で華夷秩序を乗り越え、万国公法主義に基づいて外交政策の展開を試みたものでもない。ただ、政府部内において比較的急進的な改革であった大藏卿井上馨が琉球(沖繩)帰属問題について、最初の発議を提唱した。

井上の論理は、「慶長年間、島津義久琉球ヲ征シ、中山王尚寧ヲ擒^か獲(いけどりにすること―引用者)シ 皇国ニ服従セシメ候ヨリ以來、同国ノ義ハ薩摩ノ附庸ト看做シ(他国の支配下にある国―引用者)、諸事同藩ニ致委任、・・・」と述べているように、薩摩の附庸国であることを確認し、次に「彼従前支那ノ正朔ヲ奉シ(臣下になつて―引用者) 封冊ヲ受侯由相聞」と述べ、中国から冊封を受けていることを確認した。その上で、「従前曖昧ノ陋轍(先例―引用者)ヲ一掃

シ改テ 皇國ノ規模御擴張ノ御措置有之度・(略)・表見スル證據ヲ
 擧テ詳細ニ説明シ、(略)・、然後速ニ其版籍ヲ收メ明ニ我所轄ニ
 歸シ、章待遇交渉ノ上ニ、表見スル證據ヲ擧テ詳細ニ説明シ、彼ヲ使
 テ悔過謝罪茅土ノ不可私有ヲ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ收メ明ニ
 我所轄ニ歸」すように正院に建議したものである。つまり、琉球が兩
 属していたとしても、日本が実質的に支配していたものであり、版籍
 を納めて日本所轄にすることを、大蔵卿井上は正院に建議したのであ
 る(一八七二〔明治〕五年五月三十日)。

井上の重要な論点は、(1)琉球が薩摩の附庸国であり、その薩摩が版
 籍を奉還したとしても当然に日本に琉球の版籍が属するとは主張して
 いないことである。井上の論理は、一つは兩属をしている沖繩の状況
 に対し、(2)その所轄を明確にすること、それは「皇國ノ規模御擴張ノ
 御措置」のためになると主張している。そして、もう一つは、「…去
 迎威カヲ扶侵奪ノ所爲ニ出侯テハ不可然、依テ彼ノ酋長ヲ近々闕下
 (天子の前)ニ招致シ其不臣ノ罪ヲ譴責シ、且前文慶長大捷以後ノ情
 况順逆ノ大義、土地ノ形勢其他傳紀典章待遇交渉ノ上ニ」と述べてい
 るように、(3)版籍を収めるためには「威カヲ扶侵奪ノ所爲」に出るの
 ではなく、「交渉ノ上ニ」つまり相手方を説得して行うべきだとする。

維新政府の中で共通していたことは、琉球が薩摩の附庸国であつて、
 実質的な支配権は日本にあるとすることである。このことは、正院か
 ら下問された左院も「清ノ封冊ヲ受夕正朔ヲ奉セシムルハ虚文ノ名ニ
 シテ、島津氏ノ士官ヲ遣シ、其国ヲ鎮撫スルハ要務ノ実ナリ。我其要
 務ノ実ヲ得タレハ、…」として「要務の実」は日本にあるとしている。

しかし、左院は、「要務の実」を日本がもっているものであるから、
 現状維持を求め、兩属を維持しようとする(同年六月二日)。左院の
 答儀では「琉球国ノ兩属セルヲ以テ、名義不止トナシ、今若シ之ヲ正シ、

琉球処分についての考察(一)―琉球処分前史―

我カ一方ニ属セントスレハ、清ト争端ヲ開クニ至ラン」と清国との争
 い(戦争)を警戒する。ここで日本の左院が警戒しているのは、あく
 までも名義だけの宗主国である清国との争いである。

これに対して、この段階で出した明治政府の答えは、一八七二(明
 治五年)九月の「琉球国王」を「藩王」とすること、藩王を華族に列
 するという詔勅である。ただ、このことについては後述するとしても、
 維新政府内部においても、この措置自体を共通の了解事項としていた
 訳ではない。詔勅は、左院の答儀とは異なる内容のものになった。

左院の答儀は、(A)琉球のことを外務省で管轄しても、これはあくま
 でも内国の事務であること、(B)琉球藩王の宣下や華族の称を与えるこ
 とには異議があること、その理由として、①皇族・華族・土族とい
 う身分は国内人類(内地人)に妥当とするものであり、琉球人
 には妥当しないこと、②琉球は藩号を受けるにふさわしくはなく、「皇
 国ニ藩屏タル能ハサルハ世ノ知ル處ナレハ」と論じている。もともと、
 「藩」ということばは江戸時代では公式に用いられたものではな
 く、明治時代になって初めて公式に用いられたものであり、「藩」は「守
 護するもの。特に、王家を守護するもの」を意味していたと言われて
 いる。

つまり、「藩王」ということばも、「華族に列する」ということも、
 沖繩にはふさわしくないと太政官左院は考えていた。しかし、この左
 院の反対を押し切り、維新政府は「琉球藩王の宣下や華族の称を与え
 ること」になった。

明治五年九月十四日の詔勅の内容は「今琉球近ク南服ニ存気類相
 同言文殊ナルニ無ク、世々薩摩ノ附庸タリ」とあるように、天皇の
 版図ではなかったが、似通った仲間であり言語も異なっておらず、ずつ
 と薩摩の附庸であつたので、今天皇の爵位を与え、琉球藩を設置する

というものである

この左院意見に対して、詔勅の内容が変更になったのは、外務卿副島種臣の影響が大きかったと言われている。ただ、一八七二(明治五)年当時の外務卿副島によって作成された文書は残されていない。「末文答議二係ル條款中、外務省建議等ノ如キハ常時機密ニ涉ルヲ以、卿ヨリ大臣殿へ直チニ上呈、今書類無之ト云フ」とある。

ただ、太政官左院の見解は、琉球国を附庸国のまま日本に併合しようとするものであり、外務卿副島も、両者に程度の差があったとしても、東アジアの国々琉球が中華体制華夷秩序の中にあることを前提として、琉球国の両属関係を認めようとした。

前に、薩摩藩が統治権を放棄したとき、琉球国には理論上は五つの選択肢があったと述べた。その選択肢に従えば、左院が主張したのは②の選択であり、副島が主張したのは①の選択であった。そして、井上馨が主張したのは⑤の選択である。③については清国が主張する余地もあつたが主張しなかつたし、④については琉球国が主張する余地があつたが、これについては清国も日本も同意しなかつたであろう。

一八七二(明治五)年の詔勅は①の枠組みを前提にしたものであつたが、⑤の方向に向かうことを前提としていた。副島は次のように言っている。「此度琉球使官尚泰二代り、封冊ノ詔書ヲ謹領シ候上ハ、弥以我藩属ノ体制徹底ニ至リ候様御処分有之度件々左ニ申上候」と。

これまでの研究の多くが指摘するように、副島も「版籍奉還」に対応するものがこの詔勅であり、この詔勅によって天皇の版図に併合されたと理解したのであろう(川畑、二〇〇八、一四九頁)。ただ、琉球国はそのように理解しなかつた。副島自身も、この詔勅により版図に組み込まれたとしながらも、琉球国に対して中国との両属関係を容認し、本領安堵を保障する発言を行っている(副島は口述であつたが、

伊地知がそれを確認し一八七三・八月)。ここに副島は矛盾がある。

三一三 副島種臣と東アジア外交―台湾事件を中心に

一八七二(明治五)年に琉球藩を設置して宮古島民も日本「国民」としたので、維新政府も主権国家としてそのまま放置することは許されず、その解決策を見いださなければならなかつた。維新政府は、この解決を通じて、琉球の帰属問題を明確しようとした。

この事件が、琉球を管轄していた鹿児島県参事の大山綱良を通じて外務省に連絡が入るのは翌一八七三年五月であり、大山は、政府に殺

沖繩・日本の歴史(月)

年	
1871 (M4)	01台湾遭難事件54人殺害、07廃藩置県・日清修好条規、太政官三院八省制、11岩倉使節団欧米使節団出発
1872 (M5)	01伊地知貞馨・奈良原繁琉球派遣、05井上馨建議、06太政官左院答申、台湾遭難者12人帰る、07琉球三司官来朝、09琉球藩の設置・琉球外務省管轄となる、10米国公使デ・ロング外務省に照会、リゼイドルと会談・琉球中国に進貢、11副島に渡清の勅令・琉球藩政府に征台の中止の陳情
1873 (M6)	01徴兵令施行、03副島中国に出発、鹿児島に立ち寄り西郷隆盛と会談・キリスト教解禁、小田県民遭難事件、06改訂律例、07地租改正、副島帰着、08西郷隆盛朝鮮派遣決定、伊地知琉球に国体維持を約束、09欧米使節団帰国、10政変、11内務省設置
1873 (M7)	01大久保・大隈「台湾蕃地要略」、民選議員設立建白書、02同閣議決定・佐賀の乱、05台湾出兵、07琉球内務省管轄、08大久保渡清出發、10英国公使ウェード調停・日清議定書調印、12寺島宗則外務卿就任、大久保琉球藩処分建議

害の責任追及のための出兵を求めた。この出兵に対して、積極的な反応を示すのが当時外務卿であった副島である。

もちろん、副島は大山の意見に基づき出兵を主張した訳ではない。副島は一八七二(明治五)年十月に外務卿としてアメリカ合衆国公使デロングやリゼンドル^{*13}と会談を行っている。そこでデロングが台湾について「浮き物」＝無主物という発言を行い、リゼンドルは朝鮮・台湾をはじめ澎湖諸島は「日本の内地」であることを主張した(毛利一九九六、二九九)。つまり、二人は、日本＝副島に台湾出兵を促したのである。副島はもともと出兵論者ではあったが、このアメリカの提案に強く背中を押されたことになる。

ここでは二つの疑問が生まれる。なぜアメリカ公使達は熱心の台湾出兵を促したのか、その目論見がどこにあったのか、今後の研究に委ねなければならない問題が多いが、少なくとも次の二つのことは言えそうである。アメリカを含めて西欧列強にとっては、日本と中国が対立し戦争になることはおそらく「望む」ところであり、アメリカにとつては戦争か平和的解決かどちらに転んでも良かったこと、また万国公法の「文明国」的解決を日本に教えることによって、日本に恩を売ることができ、さらに日本をアジアの「文明国」にすることによってアジアの拠点として位置づけることができ、アメリカにとつて将来有利になるという判断をしたのであろう。

もう一つは、副島種臣がなぜ台湾出兵を必要だと思ひ、アメリカの提言に従ったかである。副島は、琉球の帰属について、琉球藩を設置すれば藩主の同意を得たと見なして、すぐにでも日本に併合できると想いながらも、他方ではそれだけでは併合を納得させることができないうちも考えていたのであろう。そして、この「台湾無主物」論の展開によつてこの事態を打破できる可能性があると信じたこと、華夷秩序

に組み込まれた琉球にして中国の影響力の抑止ができると考えたのかも知れない。さらに、これまでも「朝鮮征伐」の中で指摘されていたように、新政府に不平をもつ士族の不満を解消するためにも、台湾出兵は好都合な事情があった。ただ、国内においては、太政官をはじめ、井上馨やまだ帰国していない洋行組も出兵には反対していた。台湾への出兵は中国＝清国との対立を決定的にし、「戦争」を引き起こす可能性があると判断もあつた。

副島が、一八七二(明治五)年十一月十九日に渡清の勅令があり、翌年三月十二日に横浜港から軍艦に乗り込み、十九日に鹿児島に立ち寄り一時帰国していた西郷隆盛を訪ねている。この会談で何を話したかについては明らかではないが、おそらくは台湾出兵についてアメリカ公使達の意見を確認し、不平士族のために出兵を確認したものと思われる。

未開の土地＝無主の土地＝植民地というのは、万国公法主義というは当時の通説的なものであるだろうが、この図式に副島が乗つたために彼は植民地主義者としてのレッテルを貼られることになる。ただ、当時の日本は西欧諸国の不平等条約に苦しめられ「半文明国」として位置づけられていた。経済水準としても資本主義的経済も未成熟であり、日本はまだ帝国主義的な植民地主義云々の時代でなかったと思うが、副島が当時の政治家諸氏に与えた影響は大きい。一方では、副島は従来の中華思想を払拭しないまま、他方では万国公法主義を新たに学び、対清＝中国に対しては西欧並みの「文明国」扱いを要求したのではあるまいか。この問題は、条約批准書を携えた副島が皇帝に謁見するときの態度にも象徴される(毛利 一九九六、四二二)。

ただ、副島は対清交渉に一定の成果を上げることになる。つまり、副島に同行した柳原前光が中国側の担当者から、台湾を「(化外)の野蕃なれば、甚だ之を利せざる也」とか「我が政教の逮及せざる所な

り」のように、清国の管轄外（日本ではわかりやすく「化外の地」と引用される）と表現し、このことにより台湾を無主地と解釈する言質をとったからである。また、柳原は朝鮮問題についても中国≡清国が「属国と称すれども、内政命令に至つては皆関与することなし」との回答があり、関与してこないという感触を得た。

副島はこれらの成果を携えて、一八七三(明治五)年七月二十五日に横浜港に帰着する。「明治六年の政変」で副島が政府から去るのは、同年十月二十五日のことである。

三一四 大久保利通と東アジア外交―華夷秩序と万国公法主義

副島の 一八七三(明治五)年の外交が求めていたものは、宮古島民(琉球人)≡国民の保護、その意味では主権の主張という意味と、他方では「化外の地」≡無主地としての台湾の領有≡植民地化論であった。出兵の目的は、宮古島民殺害に対する問罪であり、このことを通じて琉球の日本帰属を明確にすることにあつた。

この副島の外交成果を踏まえて、副島が政府から去つた後も、台湾出兵論が大きな流れとして形成された。一八七四(明治七)年一月二十六日に新たに台湾問題の担当者になつた大久保利通と大隈重信による「台湾蕃地処分要略」を作成、二月六日には閣議決定を行う。ここでは、台湾は無主の地であることを前提にしながらも、琉球人民殺害に対する「報復」だけを規定し、台湾の「攫有すべき」とする台湾領有論は記載されていなかった。

もともと、大久保利通は内治優先主義者であつたのに、なぜ出兵論に傾いたのか、いささか疑問になる、この点について、毛利敏彦が新しい説を展開している。つまり、毛利によると、「台湾出兵とは、明治六年政変の誤算に危機感を抱いた大久保利通が、西郷従道や大隈重

信等と組んで、台湾先住民地域を獲得しようとした強引に推進しようとした暴挙(官製倭寇!)だった」と(毛利、一九九六、一四二頁)。ただ、私はこの学説にはいくつかの留保が必要であると思う。というのは、台湾出兵が閣議決定された後も、一悶着あつたからである。

まず、台湾出兵は国内でも反対論が強かつた。太政官左院も反対していた。その理由は、一八七二(明治五)年の左院の立場を踏襲し琉球人は内国人ではないこと、また台湾を植民地にする利益がないことをその根拠に上げている。また、新聞の論調も批判的な意見が多く、何よりも木戸孝允が台湾領有に反対し、参議を辞職している。

また、二月六日には記載されていない台湾領有を踏まえた、大隈重信・西郷従道・柳原前光外務大丞・寺島宗則外務卿による「蕃地処分目的十三条」が定められ、台湾藩地事務局が四月に設置された。この背後には外国雇人になつたりゼンドルが台湾領有論のために奔走していたことは言うまでもない。

そのころ、大久保は二月の閣議決定の翌日に佐賀の乱の鎮圧のための嘆願者を提出、十日に東京を出発している。大隈らによる台湾の植民地化の要求は大久保の留守中に行われたものではあるが、他方においては佐賀行きの途中、大阪から台湾出兵に反対をしていた黒田清隆に台湾出兵を貫徹するように書簡を送っている。

この最中に、台湾出兵が英米の非難にさらされることになる。まず、イギリス公使パークスの批判であり、アメリカ公使ビンガムの抗議である。こうなるとリゼンドルに煽られて展開された台湾領有論自体の見直しが必要になってくる。台湾出兵をめぐる国内での対立、それをめぐる国際的関係の状況と駆け引き、すべてが興味深い問題ではあるが、この議論はこれからの日本史や外交史の研究に譲ることにはしたい。

台湾出兵について、英米からの抗議により、出兵の時期を三月から五月に延期した。出兵が決まった段階からはじまり、とりあえず和平が整ってからも、英米、西洋列強からの干渉はそれ以降もずっと続くことになる。

台湾出兵には国内でも反対論者と賛成論者がいた。また、出兵賛成論者であってもその内容は同じではない。一つは、台湾出兵は琉球人は日本国民であることを前提にその殺害を主権の侵害と捉えて、その問責を行うことである。もう一方では、副島リゼンドルから齋さいされた「うまい話」に乗り台湾を領有し植民地化に共鳴する政治家もいた。この人々も当時の万国公法主義を基礎にしたものであるが、日本も厳格な「法適用」を行っていたわけではない。

琉球人が殺害されたにもかかわらず、清国はこの事態に何の対応もしなかった（琉球国も同じである）。これに対して、日本は万国公法主義し近代国際法に基づいて国民の保護を理由としてこれに対応した。中国の中華思想し華夷秩序に維持を明確にし、台湾は中国の領土であり琉球国は日本と中国に両属していると考えていたので、日本の台湾出兵は中国領土への侵害、日清修好条規に違反するものとして、中国し清国はこれを到底受容できなかった。日本がこの「うまい話」に固執する限り、戦争は不可避であり、日本でも開戦論が沸騰した。

大久保利通は、八月六日に横浜港を出発し、九月十日に北京に到着する。随行したのは「法律顧問」としてのポアソナードである。大久保泰甫は、台湾出兵の前の大久保利通からの「お尋ね」の回答書を紹介している。それを私なりに整理すると、①台湾の生蕃地が中国の管轄外であるとするれば、出兵は中国に対して行ったことではないとしながらも、②その蕃地を他国人によって征服されればそれを防衛することが自国の「利」と考えるであろうし、従って、③中国政府による明

確な承諾がない限り、開戦と見なされる可能性がある、とする。そして、④中国が自ら台湾の原住民を「開花」せず、「開花」することを拒否したときには、日本は自らの権利を行使することが出来るとした上で、⑤戦争は回避すべきであると、回答している（大久保泰甫 二〇一六 一七五―一八七）。

大久保利通が北京に到着して最初の会談は柳原公使を伴い九月十日に行われた。日本側の主張は、蕃地は無主物であり、蕃族に対して処罰をしないのは日本の主権に関わる問題であり、蕃人を問責するため出兵をしたというものであり、中国側の主張は蕃地について中国の属地であり、清国の版図であり、管轄地であるとする。

日本が万国公法に従って交渉を組み立てようとするのに対し、中国側は「万国公法は西洋の事を記載するもの」として折り合いはつかなかった。ただ、ポアソナードは大久保が清国との交渉中にも彼に全部で十九通の覚書を提出し、この清国の反応に対しても回答を用意していた。その内容が「勃氏趣意書」として残されており（大久保泰甫、二〇一六、一九六以下）、覚書⑤と⑥においてそれが記載されている。

大久保利通は問題の解決の糸口を「万国公法」し近代国際法秩序に求めた。清国は、アヘン戦争以来「万国公法」については研究を重ねてきたものの、アジアの地域の問題解決に「万国公法」が援用されることには容認できなかったであろう。清国がなぜかたく頑なに「万国公法」の援用を避けたのか、それは次の章に委ねたい。

この交渉にはイギリス公使ウエードも斡旋案を示すなどの一定の関わりを示すことになる。日清ともに戦争を回避するために、次の三つの妥協案が提示され、収束に向かう事になる。その結果は次の通りである。(1)日本の台湾出兵は、日本属国民の保護のために義拳と認め、(2)日本は台湾から撤兵すること、(3)清国は、撫恤銀十萬兩と「償金」

四〇万両、計五〇万両という支払うことで合意が成立する。

しかし、この合意は妥協の産物であった。清国は琉球人を日本属国人として認めたが、日本臣民であると認めたくはないこと、撫恤銀は損害賠償として認めたのでなく、琉球人に憐れみをもって施した「撫恤」（あわれみいつくしむこと）であることである。日本にとつては、台湾出兵を「義拳」として認めたこと、中国が撫恤銀を支払ったことは琉球人を日本人と認めたとして判断をしたこと、これらを大きな成果として考えた。もう一つ大きな意義は、この一八七四（明治七年）の外交交渉は、日本にとつては、万国公法主義に基づいた交渉あり、これは外交交渉における「文明開化」の端緒であり、その意味では日本近代外交の曙を象徴する出来事であった。

ここで改めて確認しておきたいことは、国境劃定作業は国内問題ではなく、隣国との外交交渉である。北方の国境については、翌年の一八七五（明治八年）年の「千島・樺太交換条約」によつて解決するが、ロシアの南下政策の中で朝鮮半島の問題も不安定な状況に置かれていた。南方については、中国の周辺地域を属国とした位置つけた華夷秩序のなかで、「文明国」を目指した日本は「万国公法」に従つた国境の劃定を急務としていた。その意味では、台湾をめぐる紛争はその突破口として格好の材料であった。

【註】

*1 著者の沖縄の門中組織の理解は次のようになる。読谷村楚辺には、村（シマ）を構成する二六の門中がある。これらの門中は一七世紀以降に、そのすべてがシマの外部から侵入し、既存の村を新たに再編成したのではないかと思われた。地付きであるのはシマの娘で、門中集団の始祖になるのは地付きの女子ではなく、

外部からの移住者Ⅱ男子である。したがって、始祖から二〜三世代まで夫は妻家に居住し、婿入りあるいは妻問いの形態をとることが多い、と（森 二〇〇五）を参照。

*2 村井も高良も琉球国が中継貿易の地位を失っていく要因をマラッカの陥落に求めるだけでなく、明国の海禁政策の弛緩や第二次倭寇の影響および日本商人の東南アジアへの進出をあげている。

*3 鉄砲の伝来については、村井（二〇一三）の「鉄砲伝来再考」を参照。

*4 例えば、下村富士雄は、「琉球は、慶長のいわゆる征伐以来日本国の領域であり、その一部であった。しかし、形式儀礼的には朝貢関係で清国にも属し、その意味で日清両属であった。そして明治政府の廃藩・置県は軍隊を出動させ強行したが、慶長の征伐のように戦火を交えず、慶長以来の歴史的沿革と同一民族という理由の下に行われた。それは近代化であり、進歩的であり、「歴史的方向」に合致し、長期的には琉球民族の希望を実現したものであった」と論じる（下村富士雄 一九七二 四三〇）。

*5 伊波普猷の「琉球民族」ということばも明治初年のことばではなく、明治末期に生みだされたことばであり、現実には、彼のことばによつて「琉球民族」は一つであるという觀念が定着したように思う。

*6 「琉球処分」を正当化するための「民族の統一」論と伊波普猷の同祖論は、同根ではなく、全く異なった背景をもつものであり、この「民族統一」の議論は、異質なものが幾重にも重なった、入れ子構造になったジグソーパズルのように私には思える。沖縄における「民族統一」の議論は、琉球処分以降の旧慣温存期の皇民

化教育論、戦後の祖国復帰運動のように、その時代時代で違った顔を見せるが、いずれにしても平面的な「民族の統一」論として整理することはできない。この「民族の統一」、特に沖縄の人々が展開する日琉同祖論と表裏の関係にあるのは「差別意識」の問題である。維新政府が琉球の版籍を日本国にあると位置づけたのは、薩摩藩の附庸国であった琉球の版籍を日本に収める方策であったし、琉球を版籍に収めることにより、琉球人を日本人として容認するになる。そして、それによって差別も生じることになった。小熊英二が提示してきた「包摂と排除」の問題と関わり、これを一遍の政治プロセスとして位置づけることはできない。

*7 この分類は、井上清（一九七二、四三三―四三四）を土台にしたものである。井上は、③については想定していないが、論理的にはあり得るものとして著者がこれを付け加えた。もう一つの現実的な選択肢としてあるのは、沖縄国が西洋列強の国々（アメリカ・イギリス・フランス等）の植民地となることである。万国公法Ⅱ近代国際法の下で、西洋列強がこの選択肢を行使できなかったのは、琉球国が二つの宗主国によって保護されていたから、とも理解できる。

- *8 西里喜行は、沖縄県史の自らの執筆部分で、この時期の琉球国を「主権」国家と捉える「沖縄県 二〇一一」。一応、「主権」を括弧に入れてはいるが、その根拠を示していない。西里は、「沖縄の選択」として前に著者が分類した③の方向（2-1-1を参照）に向かう運動に高い評価を与えており、その意味では西里は琉球が中華体制にとどまることに積極的・肯定的に捉えているのだろう。
- *9 ここで、明治初年の日本の対朝鮮の外交関係を、「近代的」と呼ぶことには躊躇がある。どのような意図の下で開国を要求したか、

ここでは問わない。

- *10 清国においては、日本とのこのような条約の締結が中華体制の崩壊に繋がら兼ねないという反対論もあり、日本側からすれば「条約改正」の障害になるといふ双方の国の反対論を抱えながら、とにかく平等な条約の締結を行った。

- *11 ただ、「対外和睦の布告」の布告がどのようなものであるかは私は算聞にして知らない。五箇条の御誓文に「天地の公道」ということばあり、これが「宇内の公道」すなわち「万国公法」であるとする説もある。

- *12 もともとは「国際法」の翻訳で、ヘンリー・ホイートンの「Elements of international Law」を中国語に翻訳するときに「万国公法」と訳した。「万国公法」が人間の「平等」と「人権」を基礎おいた自然法を土台にしたものと言われる。その意味では、「徳」によって華夷秩序を基礎づける中華思想とは対照的であるが、その理念を度外視すれば万国公法であれ、華夷秩序であり、「近代」という時代において現実社会の優劣を基礎づける意味では、差別を正当化する同じ機能を有している。

- *13 チャールズ・デロング (Charles E. Delong, 1832-1876) 日本駐在アメリカ公使 (1869-1874) チャールズ・ウィリアム・ジョセフ・エミール・ルゼンドル (Charles William (Guillaume) Joseph Émile Le Gendre, 1839-1899) フランス生まれのアメリカの軍人、外交官。リジャンドル、李仙得、李善得とも言う。明治政府の外交顧問 (1872-1875)
- *14 柳原前光 (1850-1894) 一八七一年に外務大丞として大蔵卿・伊達宗城と共に清へ渡り李鴻章との間で日清修好条規を締結する。正天皇の生母の柳原愛子は妹。白蓮事件で知られる歌

人の柳原燁子(白蓮)は次女。

【参考文献】

- 荒野泰典 一九八七 「日本型華夷秩序の形成」『講座 日本の社会史 I』岩波書店
- 安良城盛昭 一九八〇 『新・沖縄史論』沖縄タイムズ社
- 石垣市 一九九二 『与世山親方八重山島規模帳』石垣市役所
- 井上清 一九六二(一九七二) 『琉球処分とその後』新里恵二編 『沖縄文化論叢』歴史編』平凡社
- 伊波普猷 一九三二(一九七四) 『南島史講』『伊波普猷全集』第三卷』平凡社
- 上間創一郎 二〇〇八 「近代天皇制と琉球処分」『応用社会学』五〇号
- 大久保泰甫 二〇一六 『ポアソナードと国際法—台湾出兵事件の透視図』岩波書店
- 小熊英二 一九九八 『日本人』の境界—沖縄・アイヌ・台湾 植民地支配と復帰運動まで』新曜社
- 大里知子 二〇一二 「『琉球処分』論と歴史認識」『沖縄文化研究』三八 法政大学
- 沖縄県 二〇一一 『沖縄県史 各論 第五卷 近代』沖縄県教育委員会
- 沖縄県 二〇〇五 『沖縄県史 各論 第四卷 近世』沖縄県教育委員会
- 金城正篤 一九七八 『琉球処分論』沖縄タイムズ社
- 金城正篤・高良倉吉 一九八四 『沖縄学の父 伊波普猷』清水書院
- 後藤新 二〇〇九 「台湾出兵と国際法—台湾蕃地事務局による戦時国際法の研究を中心に」『法学研究』八二—二 慶応義塾大学
- 加藤周一・丸山真男 一九九一 『翻訳の思想—日本近代思想体系十五』岩波書店
- 勝田政治 二〇一六 『大久保利通と東アジア—国家構想と外交戦略』吉川弘文堂
- 勝田政治 二〇〇一 「大久保利通と台湾出兵」『国士館大学人文学会紀要』三四号
- 我部政男 一九七九 『明治国家と沖縄』三一書房
- 供俣翔 二〇一三 『台湾出兵の考察』(台湾九) 国立政治大学日本語文学系碩士論文(千乃明指導)
- 川畑恵 一九九〇 「台湾出兵についての一考察」『沖縄文化研究』一六 法政大学
- 川畑恵 一九九三 「『琉球処分』過程研究に関する一試論—大久保内務卿期を中心に覚書」風に」『沖縄文化研究』二〇
- 川畑恵 二〇〇八 「琉球国から琉球藩」『沖縄文化研究』三〇 法政大学
- 川尻文彦 二〇一七 「万国公法の運命—近代における日中間の「思想連関」の観点から」『愛知学院大学紀要(言語・文学編)』四九号
- 小風秀雅 二〇〇一 「華夷秩序と日本外交—琉球と朝鮮をめぐる」明治維新学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館
- 後藤新 二〇〇九 「台湾出兵と国際法—台湾蕃地事務局における戦時国際法を中心として」『法学研究』八十二卷二号
- 佐藤三郎 一九五四 「琉球藩処分問題の考察」『山形大学紀要(人文科学)』三一—
- 下村富士雄 一九六三(一九七二) 「『琉球王国』論」新里恵二編『沖

『繩文化論叢』歴史編一平凡社

住谷一彦 一九八二 『日本の意識―思想に受ける人間の研究』岩波書店

高良倉吉 一九八九 『琉球王国史の課題』ひるぎ社

高良倉吉 一九九八 『アジアの中の琉球王国』吉川弘文館

阿部美菜子・中本謙・吉成直樹 二〇〇九 『沖繩文化はどこから来たか』森和社

田里修編 二〇〇五 『沖繩における近代法の形成と現代における法的問題』平成一三―一六年科学研究補助金基盤研究報告書(A)沖繩大学

田里修・森謙二編 二〇一三 『沖繩近代法の形成と展開』榕樹書林

田名真之 二〇〇三 『自立への模索』豊見山和行編『琉球・沖繩史の世界』吉川弘文館

曾煥棋 二〇〇五 『日清に朝貢する琉球国に対する薩摩藩の姿勢と態度』財団法人交流協会日台交換センター歴史研究者交流事業報告書

帳 偉雄 一九九九 『日本初年日中間の文化交流と外交交渉―初代駐日公使何如璋を中心に』札幌大学総合論集』七号

帳 啓雄 一九九〇 『中華世界秩序の構想の展開と破綻―李鴻章の再評価を絡めて』『沖繩文化研究』一六 法政大学

張 天恩 二〇二〇 『琉球問題をめぐる日清交渉と国際法―清国の国際法受容の様相』『ソシオサイエンス』二六号

豊見山和行編 二〇〇三 『琉球・沖繩史の世界』吉川弘文館

遠山秀樹 一九五七(一九七二)『琉球処分とその後』新里恵二編『沖繩文化論叢1 歴史編』平凡社

仲里 讓 二〇〇一 『琉球処分の全貌―公文書通読のガイド』クオ

琉球処分についての考察(一)―琉球処分前史―

リテイ出版

波平恒男 二〇〇九 『「琉球処分」再考』『政策科学・国際関係論叢』十一号 琉球大学

波平恒男 二〇一四 『近代東アジア史のなかの琉球併合』岩波書店

西敦子 二〇〇八 『台湾出兵に見る琉球政策の転換点』『史論』(東京女子大)六一号

西里喜行 一九八一 『論集 沖繩近代史―沖繩差別とは何か』沖繩時事出版

西里喜行 二〇〇五 『清末中琉日関係史の研究』京都大学出版会

東恩納寛惇編 一九七一(一九二四)『尚泰候実録』原書房

布和 二〇〇〇 『一八七四年乃台湾事件における清国琉球政策の變化』『桜花学園大学紀要』三

布和 二〇二〇 『琉球処分と二八八〇年代初期の清国の朝鮮政策(一)』『桜花学園大学紀要』一一

松園万亀雄 一九八五 『父系親族組織における卵子主義と精子主義』『文化人類学』アカデミア出版会

松園万亀雄 一九八七 『父系集団における「子孫確保の方法」について』『人文学報』一九五 東京都立大学

宮良高弘 一九七二 『八重山のいわゆる秘密結社』『南島史論』富

村真演教授還暦記念論文集』琉球大学史学入会

村井章介・三谷博 二〇一〇 『琉球から見た世界史』山川出版社

村井章介 二〇一三 『日本中世境界史論』岩波書店

村井章介 二〇一四 『境界史の構想―日本歴史の最新講義』敬文社

毛利敏彦 一九九六 『台湾出兵―大日本帝国の開幕劇』中央新書

森謙 二〇〇五 『門中と門中墓―読谷村楚辺の事例を中心に』『民俗文化研究』六号

- 森謙二 二〇一三 「沖縄における家と身分制―八重山・石垣の事例を中心に」 田里・森編 『沖縄近代法の形成と展開』 (前掲)
- 安岡昭男 二〇〇九 「明治初期琉球台湾事件と左院」 『沖縄文化研究』 三五 法政大学
- 山城智史 二〇一五 「一八七〇年代における日清間の外交案件としての琉球帰属問題」 『研究年報社会科学研究』 三五
- 矢野美佐子 二〇一四 『古琉球期首里王府の研究』 校倉書房
- 山下重一 一九九九 『琉球・沖縄史研究序説』 御茶の水書房
- 山口栄鉄編訳 二〇〇二 『琉球王国の崩壊―大動乱期の日中外交戦』 (明治初期英字新聞琉球資料集成) 榕樹書林
- 吉成直樹 一九九三 「マレビト祭祀をめぐる諸問題―環東シナ海文化領域の視点から」 『沖縄文化研究』 二〇 法政大学
- 吉成直樹・福寛美 二〇〇七 『琉球王国誕生・奄美諸島史から』 森話社
- 吉成直樹・高梨修・池田榮史 二〇一五 『琉球史を問ひ直す―古琉球時代編』 森話社
- 與那覇潤 二〇〇九 『翻訳の政治学―近代東アジア世界の形成と日流関係の変容』 岩波書店

Study of the Ryukyu disposal

MORI Kenji

The Ryukyu Disposition in 1879 is an administrative act to abolish the Ryukyu-han and establish Okinawa Prefecture(domain). In 1872, the Ryukyu Kingdom was abolished and the Ryukyu-han was established. The Meiji Government had a hard time annexing the Ryukyu (unification of domestic affairs).

In the Edo period, Ryukyu Kingdom was coordinated by the Satsuma-han, and was under the control of the Shogunate system through Satsuma. However, Satsuma-han has not interfered with the internal affairs of Ryukyu Kingdom in principle. With the opening diplomatic relations, when Japan planned “Modernization” and “Civilization” under the Meiji Restoration government, it was necessary to internalize Ryukyu = Okinawa in the framework of a modern Emperor System.

The Meiji government believed that the annexation of Ryukyu Kingdom into Japan required the “agreement” of the Ryukyu king and China. Because both Ryukyu and Qing dynasty claimed that Ryukyu nation “belongs to both Qing dynasty and Japan” under the Chinese system. Japan negotiated with China in order to annex Ryukyu, based on universal public law (the order of modern international law) as Japanese national diplomatic policy. Japanese government wanted to abolish the “unequal treaty” since the Edo period, and to be accepted by Western countries as a civilized nation.

The annexation of Okinawa had two stages: the “establishment of the Ryukyu domain” in 1872 and the Ryukyu disposal in 1879. The subject of this paper is the process leading up to the Ryukyu disposal in 1879, and the part directly related to the Ryukyu disposal will be written in the next paper. In the process of negotiations with China about the dispatch of troops to Taiwan in 1873, Japanese government under the influence of the Chinese regime, undertook policy changes based on modern international law (Bankoku-kouho-shugi), and its key player was Toshimichi Okubo.